

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件

○厚生労働省告示第百四十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、その住所の表記を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の住所の変更

登録番号	氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
八二一	公益社団法人日本食品衛生協会	東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	東京都台東区寿四丁目十五番七号	令和六年一月二十一日